

国民健康保険の一部負担金の減免制度について

留萌市の国民健康保険に加入されている方で、災害や事業の休廃止・失業などの理由で世帯の収入が減少し、医療機関等の窓口で支払う医療費（一部負担金）の支払いが困難になった場合は、一定期間においてその一部負担金を減免することができます。

減免の対象となる事由

下記のいずれかに該当する場合、減免を申請することができます。

- ① 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

減免を受けることができる要件

下記の全てに該当する場合、減免を受けることができます。

- ① 入院療養を受ける国民健康保険の被保険者
- ② 上記の事由が発生したところにより、前年同時期の収入に比べ、現在の収入（見込み収入含む）が減少している
- ③ 世帯主および当該世帯に属する被保険者の直近の収入の合計額が、生活保護基準額以下
- ④ これらの者の預貯金合計額が、生活保護基準額の3ヵ月分以下

減免の期間

減免の場合は、1年間で3ヵ月を超えない期間とします。

ただし、真にやむを得ない場合には、新たな申請が必要であり、再度審査を行った上で減免を継続することが出来ます。

減免が適用されるのは、減免を申請された日からになります。

なお、原則、すでに支払った一部負担金については、減免の対象外です。

申請に必要な書類（申請の前にお問い合わせください）

- ① 一部負担金減免申請書一式（窓口または市ホームページ）
- ② 現在と前年の収入状況が分かる書類（給与明細書、年金支払通知書等）
- ③ 収入減少を証明する書類（離職証明書、雇用保険受給者証、罹災証明書など）
- ④ 世帯の国保加入者全員の通帳（記帳した上でお持ち下さい）
- ⑤ マイナンバーがわかるもの
- ⑥ 医師等の意見書（窓口または市ホームページ）
- ⑦ その他必要と認める書類

一部負担金の減免に関するお問い合わせは、下記までお願いします。